

市第 122 号議案

横浜市一般職職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正

横浜市一般職職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 2 月 10 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市一般職職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

横浜市一般職職員の特殊勤務手当に関する条例（平成22年 3 月横浜市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 8 号を第 9 号とし、第 2 号から第 7 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 児童相談所児童福祉司等業務手当

第 3 条の次に次の 1 条を加える。

（児童相談所児童福祉司等業務手当）

第 3 条の 2 児童相談所児童福祉司等業務手当は、児童相談所に勤務する職員（規則で定める者に限る。）が児童の福祉に関する専門的な知識及び技術を必要とする相談、調査、指導、児童の一時保護等の業務に従事した場合に支給する。

2 前項の児童相談所児童福祉司等業務手当の額は、月額20,000円とする。

3 地方公務員法（昭和25年法律第 261 号）第28条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員の児童相談所児童福祉司等業

務手当の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による額に、横浜市一般職職員の勤務時間に関する条例（昭和26年12月横浜市条例第61号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第3項の規定により任命権者が定めるその者の勤務時間を、同条第1項の規定により任命権者が定める同条第3項及び第4項に規定する職員以外の職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

4 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の児童相談所児童福祉司等業務手当の額は、第2項の規定にかかわらず、同項の規定による額に、勤務時間条例第2条第4項の規定により任命権者が定める当該育児短時間勤務職員等の1週間当たりの勤務時間を、同条第1項の規定により任命権者が定める同条第3項及び第4項に規定する職員以外の職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

5 第3項の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員の児童相談所児童福祉司等業務手当の額について準用する。

第8条第1項中「横浜市一般職職員の勤務時間に関する条例（昭和26年12月横浜市条例第61号）」及び「同条例」を「勤務時間条例」に改め、同項第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 部活動（正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動で、学校の管理下において行われるものをいう。以下同じ。）の

うち学校外で行われるもの又は規則で定める対外運動競技等において、幼児、児童又は生徒を引率して行う指導業務

- (2) 部活動又は学校行事として行われる規則で定める保健・安全的行事における幼児、児童又は生徒に対する指導業務（部活動のうち学校外で行われるものにおいて幼児、児童又は生徒を引率して行う指導業務を除く。）

第11条第2項及び第3項中「第4条」を「第3条の2」に改める

。

別表中

「

第1号及び第2号に掲げる業務	当該業務に従事した時間が1日8時間以上であるとき。	円 5,000
	当該業務に従事した時間が1日4時間以上8時間未満であるとき。	2,500
	当該業務に従事した時間が1日2時間以上4時間未満であるとき。	1,500
	当該業務に従事した時間が1日1時間以上2時間未満であるとき。	1,000

」

を

「

第1号に掲げる業務	当該業務に従事した時間が1日8時間以上であるとき。	円 5,000
	当該業務に従事した時間が1日3時間以上8時間未満であるとき。	2,100
	当該業務に従事した時間が1日2時間以上3時間未満であるとき。	1,800
	当該業務に従事した時間が1日1時間以上2時間未満であるとき。	1,300

第 2 号に掲げる業務	当該業務に従事した時間が 1 日 3 時間以上であるとき。	2,100
	当該業務に従事した時間が 1 日 2 時間以上 3 時間未満であるとき。	1,800
	当該業務に従事した時間が 1 日 1 時間以上 2 時間未満であるとき。	1,300

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の横浜市一般職職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「新条例」という。）第 8 条第 1 項第 1 号及び第 2 号並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に新条例第 8 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する業務に従事した場合に適用し、同日前にこの条例による改正前の横浜市一般職職員の特殊勤務手当に関する条例第 8 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する業務に従事した場合には、なお従前の例による。

提 案 理 由

児童相談所児童福祉司等業務手当を新設するとともに、部活動等における指導業務に従事した場合の教員特殊業務手当について額を改定し、及び支給に係る時間の区分を変更するため、横浜市一般職職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市一般職職員の特殊勤務手当に関する条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（特殊勤務手当の種類）

第 2 条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

（第 1 号省略）

(2) 児童相談所児童福祉司等業務手当

(3) (本文省略)

(2)

(4) (本文省略)

(3)

(5) (本文省略)

(4)

(6) (本文省略)

(5)

(7) (本文省略)

(6)

(8) (本文省略)

(7)

(9) (本文省略)

(8)

(児童相談所児童福祉司等業務手当)

第 3 条の 2 児童相談所児童福祉司等業務手当は、児童相談所に勤務する職員（規則で定めるものに限る。）が児童の福祉に関する専門的な知識及び技術を必要とする相談、調査、指導、児童の一時保護等の業務に従事した場合に支給する。

2 前項の児童相談所児童福祉司等業務手当の額は、月額 20,000 円とする。

3 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員の児童相談所児童福祉司等業務手当の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による額に、横浜市一般職職員の勤務時間に関する条例（昭和 26 年 12 月横浜

市条例第 61 号。以下「勤務時間条例」という。）第 2 条第 3 項の規定により任命権者が定めるその者の勤務時間を、同条第 1 項の規定により任命権者が定める同条第 3 項及び第 4 項に規定する職員以外の職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

4 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 10 条第 3 項の規定により同条第 1 項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第 17 条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の児童相談所児童福祉司等業務手当の額は、第 2 項の規定にかかわらず、同項の規定による額に、勤務時間条例第 2 条第 4 項の規定により任命権者が定める当該育児短時間勤務職員等の 1 週間当たりの勤務時間を、同条第 1 項の規定により任命権者が定める同条第 3 項及び第 4 項に規定する職員以外の職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

5 第 3 項の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律第 18 条第 1 項の規定により採用された地方公務員法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員の児童相談所児童福祉司等業務手当の額について準用する。

（教員特殊業務手当）

第 8 条 教員特殊業務手当は、給与条例別表第 4 教育職員給料表の適用を受ける職員（その職務の級が 4 級以上である職員を除く。

）が次に掲げる業務に 勤務時間条例
横浜市一般職 職員の勤務時間に関する条例
（昭和 26 年 12 月横浜市条例第 61 号） 第 2 条に規定する勤務時間の
時間外又は 勤務時間条例 第 3 条第 1 項及び第 4 項に規定する勤務
同条例
を要しない日若しくは 勤務時間条例 第 5 条に規定する休日におい
同条例

て従事した場合に支給する。ただし、第 4 号に掲げる業務に従事する場合には、勤務時間条例第 2 条に規定する勤務時間の時間内を含む。

(1) 部活動（正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動で対外運動競技等（規則で定めるものに限る。）において幼児、学校の管理下において行われるものをいう。以下同じ。）の、児童又は生徒を引率して行う指導業務のうち学校外で行われるもの又は規則で定める対外運動競技等において、幼児、児童又は生徒を引率して行う指導業務

(2) 部活動又は学校行事として行われる規則で定める保健・安全学校の管理下において行われる部活動（正規の教育課程としての行事における幼児、児童又は生徒に対する指導業務（部活動でのクラブ活動に準ずる活動をいう。）又は学校行事として行うのうち学校外で行われるものにおいて幼児、児童又は生徒を引率して行う指導業務を除く。）
 する幼児、児童又は生徒に対する指導業務
 （第 3 号から第 5 号まで及び第 2 項省略）

（支給方法）

第 11 条 （第 1 項省略）

2 第 3 条の 2 から第 9 条までに規定する特殊勤務手当の額は、勤務の状況により、他の職員との均衡上必要と認められる範囲内において、これを減額して支給し、又は支給しないことができる。

3 市長は、職員が第 3 条の 2 から第 9 条までに規定する 2 以上の業務に従事した場合は、当該業務に係る第 3 条の 2 から第 9 条までに規定する特殊勤務手当の額を超えない範囲内において、それぞれの当該特殊勤務手当の額を調整して支給することができる。

（第 4 項省略）

別表（第 8 条第 2 項）

第 8 条第 1 項の業務の種類	区 分	教員特殊業務手当の額（日額）
------------------	-----	----------------

第 1 号及び第 2 号に掲げる業務	当該業務に従事した時間が 1 日 8 時間以上であるとき。	円 5,000
	当該業務に従事した時間が 1 日 4 時間以上 8 時間未満であるとき。	2,500
	当該業務に従事した時間が 1 日 2 時間以上 4 時間未満であるとき。	1,500
	当該業務に従事した時間が 1 日 1 時間以上 2 時間未満であるとき。	1,000
第 1 号に掲げる業務	当該業務に従事した時間が 1 日 8 時間以上であるとき。	円 5,000
	当該業務に従事した時間が 1 日 3 時間以上 8 時間未満であるとき。	2,100
	当該業務に従事した時間が 1 日 2 時間以上 3 時間未満であるとき。	1,800
	当該業務に従事した時間が 1 日 1 時間以上 2 時間未満であるとき。	1,300
第 2 号に掲げる業務	当該業務に従事した時間が 1 日 3 時間以上であるとき。	2,100
	当該業務に従事した時間が 1 日 2 時間以上 3 時間未満であるとき。	1,800

<u>当該業務に従事した時間が 1 日 1 時間以上 2 時間未満であるとき。</u>	<u>1,300</u>
(省 略)	

